

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日     ～     令和10年3月31日

2. 内容

【目標1】

計画期間中に、男性職員で育児休業を取得した者を1名以上とする。

【対 策】

- ➡ 男性職員に対しても、積極的に育児休業制度の情報提供を行い、取得を促進する。

【目標2】

全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

【対 策】

- ➡ 定期的なモニタリングを実施し、有給取得実績が低い部署へのアプローチを行う。
- ➡ 対象部署に課題がある場合は、迅速に対応し安定的に有給取得が可能な職場を目指す。

【目標3】

全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月時間未満とする。

【対 策】

- ➡ 定期的なモニタリングを実施し、時間外労働時間が多い部署へのアプローチを行う。
- ➡ 対象部署に課題がある場合は、迅速に対応し時間外労働が少ない職場を目指す。

【目標4】

子育て支援制度のアプローチにより出産・育児・復職への不安を取り除く

【対 策】

- ➡ 新入職者に対し、子育て支援制度を積極的にアプローチする事により、ライフイベントへの不安を取り除く。

【目標5】

管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を30%にする

【対 策】

- ➡ 女性にとって働きやすい就業環境を整える事により、労働意欲を高め、管理職を目指す職員を増やす